

# 地方分権推進委員会第3次勧告の概要

平成9年9月2日  
地方分権推進委員会

## 第1章 地方事務官制度の見直し

### 社会保険関係事務について

- 1 従前の機関委任事務の取扱い
  - (1) 地方事務官が従事することとされている事務は、国の直接執行事務とする。
    - ・健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等
  - (2) 国民年金法に基づく市町村長の機関委任事務等については、平成11年度に予定される年金制度の改革の際に、個人情報保護及び市町村事務の簡素効率化に十分配慮し、見直す。
    - ・印紙検認事務、現年度保険料納付案内書の送付事務の廃止
    - ・国民年金手帳・年金証書の交付事務の廃止
    - ・年金受給者の現況届に係る生存証明事務の廃止
    - ・20歳到達者を把握する仕組みの検討を踏まえ、適用促進事務を廃止
    - ・被保険者、受給権者等からの届出等を受理し、事実を審査する事務の負担を軽減する方向での見直し
- 2 地方事務官制度は廃止し、職員は厚生事務官とする。

### 職業安定関係事務について

- 1 従前の機関委任事務の取扱い
  - (1) 地方事務官が従事することとされている事務は、国の直接執行事務とする。
    - ・職業安定法、雇用保険法等
  - (2) 関連する規定の整備
    - ・国と地方公共団体の雇用施策に関する役割分担とその位置付けを明確にするための規定の整備
    - ・国と地方公共団体の相互の連携・協力、情報の提供のための規定の整備
- 2 地方事務官制度は廃止し、職員は労働事務官とする。

## 第2章 「駐留軍用地特別措置法」に基づく土地の使用・収用に関する事務及び駐留軍等労務者の労務管理等に関する事務の区分

「駐留軍用地特別措置法」に基づく土地の使用・収用に関する事務

- 1 「駐留軍用地特別措置法」に基づく土地の使用・収用に関する都道府県知事・市町村長の機関委任事務は、国の直接執行事務とする。
  - ・土地・物件調書への署名・押印の代理

- ・ 裁決申請書等の公告・縦覧
- ・ 土地等を引き渡すべき者等がその義務を履行しないとき等における代執行

2 収用委員会が行う収用裁決等の機関委任事務は、都道府県の法定受託事務とする。

公共用地の取得に関する特別措置法に準ずる措置

- ・ 収用委員会による緊急裁決
- ・ 防衛施設局長の請求による内閣総理大臣の代行裁決

#### 駐留軍等労務者の労務管理等に関する事務

- 1 駐留軍等労務者の雇入れ、給与の支給、福利厚生の実施等の労務管理等に関する事務は、国の直接執行事務とする。
- 2 国における事務執行体制の整備と暫定的な人事交流等